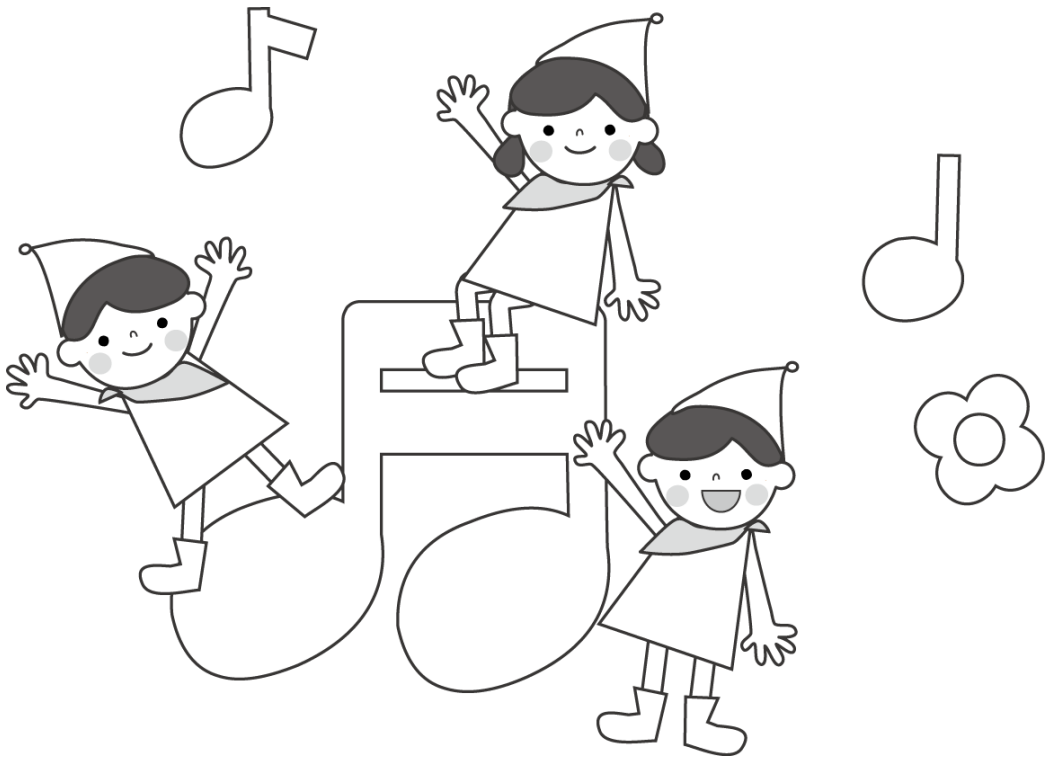


令和2年度

総会議案書



伊丹市立神津小学校 PTA

令和2年度総会目次

1. 第1号議案 令和元年度活動報告
2. 第2号議案 令和元年度決算報告及び監査報告
3. 第3号議案 役員改選
4. 第4号議案 令和2年度努力目標案
5. 第5号議案 令和2年度年間活動計画案
6. 第6号議案 令和2年度予算案
7. 会則

令和元年度PTA活動報告書

月	日	活 動 内 容
4	8	地区通学指導開始 (旗当番)
	9	入学式
	17	学級懇談会及び役員選出 委員総会並びに合同部会
5	9	P T A総会
	15	伊丹市P T A連合会新旧拡大理事会
	17	伊丹市P T A連合会定例代議員会・懇親会
	26	神津地区社会福祉協議会評議員会
6	4	学校保健委員会“心肺蘇生研修会”
	4	給食試食会
	12	防犯グループ総会
	13	第1回愛護補導連絡会
	19	社協防犯懇談会
	20	広報セミナー
	29	河川敷の草刈り
	30	自由プールに係る実地水難訓練会
7	5	伊丹市学校保健研修会
	5	第1回会長会・懇親会
	5	夏祭り出店会議
	10	全市一斉愛護パトロール
	14	猪名川清掃
	24	伊同教全体研修会
	22～30	自由プール
8	5	第1回伊同教広報誌(ひかり)編集委員会
	8	保護者と教師のための講演会
	24	神津夏まつり
	30	精算会議
9	18	広報部情報交換会
	20	第2回愛護補導連絡会
	28	運動会
10	14	体育の日のつどい
	26	さわやかファミリースポーツ
	27	まちあるき
	31	役選担当者説明会

	31	子供会バザー
11	1	差別を許さない都市宣言制定記念市民集会
	2	教育トーク
	5	さわやかファミリースポーツ反省会
	11	青少年健全育成研修会
	18	教育懇談会
	23	音楽会
12	1	地区内清掃
	1	いじめ防止フォーラム
	6	第2回 会長会・懇親会
	9	園芸講習会
	10	伊同教PTA部会研修会
	12	特別支援情報交換会
	12	全市一斉愛護パトロール
1	14	学力向上に係る出前講座
	25、26	社協ひょうたん作品展
	28	PTA研修会
2	1	伊丹市人権・同和教育研究大会
	4	伊丹市学校保健研究協議大会
	14	第48回兵庫県小学校特別活動研究会 阪神大会
	20	第3回愛護補導連絡会
	20	新入生説明会
3	19	卒業式
	23	会計監査
	24	予算会議

連P理事会 (伊丹市PTA連合会)	月1回
単P理事会 (神津小学校PTA)	月1回
伊同教PTA (伊丹市人権・同和教育協議会)	随時出席
各部会	随時開催
自治協理事会・部会 (神津小学校地区自治協議会)	随時出席
すこやかネット「いたみ・かみつ」推進協議会・北中校区交流会	..	年3回
学校ベルマーク整理	随時
広報かみつ発行	年3回
各種講演会に参加	随時
廃品回収	随時
土曜学習	随時

第2号議案

令和元年度 P T A一般会計決算報告書

H31. 4. 1～R2. 3. 31

項		目	元年度予算額	元年度決算額	備 考		
収 入 の 部	繰 越		1,517,198	1,517,198			
	会 費		595,200	574,200	200円×12ヶ月×児童数		
	教 職 員 会 費		38,400	43,100	200円×12ヶ月×教職員数		
	補 助 金		60,000	60,000	草刈補助金		
	事 業 収 入		200,000	267,184	廃品回収・夏祭り・自由プール事業委託金		
	雑 収 入		1,000	4,832	利息・印刷代他		
	合 計		2,411,798	2,466,514			
支 出 の 部	P T A 運 営 費	事 務 費		5,000	4,348	事務手当	
		活 動 費		170,000	69,381	会議費・研修費・草引き必要経費	
		維 持 管 理 費		180,000	26,615	記念庭園植木剪定・コピー機レンタル料	
		消 耗 品 費		20,000	7,326		
		印 刷 製 本 費		70,000	6,642	インク・コピー用紙代	
		慶 弔 費		220,000	181,619	慶弔金・花束・入学卒業祝品他	
		負 担 金		45,000	41,891	連P会費他	
		交 通 費		15,000	300		
		小 計		725,000	338,122		
	P T A	調 査 広 報	運 営 費		2,000	0	
			印 刷 製 本 費		140,000	130,365	広報かみつ
			小 計		142,000	130,365	
	社 協	運 営 費		10,000	7,804	みどりの会年会費・園芸講習会 他	
		小 計		10,000	7,804		
	活 動 費	厚 生 補 導	運 営 費		5,000	1,429	ベルマーク発送料 他
			啓 蒙 品 費		10,000	0	プレート代
			小 計		15,000	1,429	
	保 健 体 育	運 営 費		3,000	73	給食試食会 他	
		小 計		3,000	73		
	特別会計繰入金			90,000	90,000	積立金	
	予 備 費			1,426,798	23,500	ウォータークーラー代	
合 計			2,411,798	591,293			

収入合計 2,466,514 円 - 支出合計 591,293 円 = 差引残高 1,875,221 円

(残高内訳) ゆうちょ銀行 1,760,837 円 現金 114,384 円

伊丹市立神津小学校 P T A

会計

柳元 由美子



令和元年度 PTA特別会計決算報告書

H31.4.1~R2.3.31

創立記念積立金

(普通)繰越 282,751円 + 繰入金(一般会計より)50,000円 + 利子 2円 = 332,753円

(定期)繰越 795,000円

合計 1,127,753円

備品積立金

(普通)繰越 22,743円 + 繰入金(一般会計より)40,000円 = 62,743円

(定期)繰越 180,000円

合計 242,743円

伊丹市立神津小学校PTA 会計 柳元 由美子



令和元年度一般会計及び特別会計書類を監査しましたところ、
正確且つ妥当であることを認証いたします。

令和2年3月31日 会計監査 田中 千賀子



吉田 智香



令和2年度 PTA役員名簿 (案)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
会 長	村田 茜	社協部 部 長	
副会長 (統括)	橋爪 加奈子	副部長	
副会長 (社協)	前田 悦子	副部長	
副会長 (連P)	久保 順子	調査広報部 部 長	
副会長 (総務連P)	舟越 陽子	副部長	
顧 問	西尾 隆	副部長	
	阪部 豊和	厚生補導部 部 長	
	田中 加奈恵	副部長	
		副部長	
総 務	若尾 英司	保健体育部 部 長	
書 記	宗京 恵	副部長	
会 計	松本 弥生	副部長	
会 計 監 査	柳元 由美子		
	林 あき		
顧問 社協部	池田先生		
保健体育部	中村先生		
厚生補導部	徳田先生		
調査広報部	齋藤先生		

令和2年度 学級委員（クラス役員）名簿

学年	組	氏 名	部	組	氏 名	部
1						
2						
3						
4						
5						
6						

令和2年度 努力目標 (案)

1. 温かい家庭を作ろう。

基本的な生活習慣を身につけさせ、家族のふれあいを大切に会話の時間を持とう。

2. 健康と安全を身につけた子どもに育てよう。

通学路の安全を確保し、交通事故を防ごう。

3. 子どもと共にあゆむ親になろう。

P T A活動に積極的に参加しよう。

令和2年度年間活動計画 (案)

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 旗当番 | ・・・登校日 |
| 2. 各種講演会に参加 | ・・・随時 |
| 3. 神津夏まつりの出店手伝い | ・・・年1回 |
| 4. 堤防の草引き | ・・・年1回 |
| 5. 記念庭園の整備・池掃除 | ・・・2年に1回 |
| 6. 廃品回収 | ・・・随時 |
| 7. 運動会の運営補助 | ・・・年1回 |
| 8. さわやかファミリースポーツの運営補助 | ・・・年1回 |
| 9. 土曜学習のサポート | ・・・随時 |
- ※ 見守り当番はP T Aの日々の行事とする。

令和2年度各部活動計画 (案)

部	活 動 内 容
社 協	<ol style="list-style-type: none"> 1. 神津夏まつりへの出店 2. 「さわやかファミリースポーツ」の運営補助 3. 各種講演会等への出席
調 査 広 報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報「かみつ」発行 (年間3回程度) 2. 写真ネット販売 3. 各種講演会等への出席
厚 生 補 導	<ol style="list-style-type: none"> 1. ベルマークの収集・整理 2. 地区防犯アンケート集計・立案 3. 愛護活動 <div style="margin-left: 40px;"> { <ul style="list-style-type: none"> 愛護補導連絡会への参加 地区パトロール (計画・運営) 自転車ステッカーの配布 } </div> 4. 各種講演会等への出席
保 健 体 育	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏休み自由プールの監視管理・運営事業 2. 給食試食会の立案・実施 3. 給食用エプロンの補修依頼・管理 4. 体育の日つどいへ出席 5. 各種講演会等への出席

令和2年度 PTA一般会計予算 (案)

項 目		金 額	備 考		
収入の部	繰越	1,875,221			
	会費	571,200	200円×12ヶ月×児童数(238人)		
	教職員会費	43,200	200円×12ヶ月×教職員数(18人)		
	補助金	60,000	草引き補助金		
	事業収入	105,000	廃品回収・夏祭り・プール開放報奨金		
	雑収入	4,500	利息・印刷代他		
	合計	2,659,121			
支出の部	PTA運営費	事務費	5,000	事務手当	
		活動費	59,000	会議費・研修費・草引き必要経費	
		維持管理費	120,000	記念庭園植木剪定・コピー機レンタル料	
		消耗品費	20,000		
		印刷製本費	60,000	インク・コピー用紙代	
		慶弔費	230,000	慶弔金・花束・入学卒業祝品他	
		負担金	43,000	連P会費他	
		交通費	15,000		
		小計	552,000		
	PTA活動費	調査広報	運営費	2,000	
			印刷製本費	140,000	広報かみつ
			小計	142,000	
		社協	運営費	3,000	
			小計	3,000	
		厚生補導	運営費	3,000	バルマーク発送料 他
			啓蒙品費	5,000	プレート代
			小計	8,000	
		保健体育	運営費	3,000	給食試食会 他
			小計	3,000	
	特別会計繰入金		90,000	積立金	
	予備費		1,861,121	ウォータークーラー代	
	合計		2,659,121		

令和2年度 P T A特別会計予算 (案)

創立記念積立金					
	(普通) 繰越	332,753円	+ 繰入金 (一般会計より)	50,000円	+ 利子1円 = 382,754円
	(定期) 繰越	795,000円			
					<u>合計 1,177,754 円</u>
備品積立金					
	(普通) 繰越	62,743円	+ 繰入金 (一般会計より)	40,000円	= 102,743円
	(定期) 繰越	180,000円			
					<u>合計 282,743 円</u>

P T A 備 品 目 録

品 目	数 量
コ ピ ー 機	1台
印 刷 機	1台
裁 断 機	1台
紙 折 り 機	1台
会 議 用 テ ー ブ ル	9台
会 議 用 椅 子	25脚
神 津 小 P T A 旗	1旗
応 援 旗	3旗
応 援 旗 三 脚	1脚
ゼ ッ ケ ン	52枚
腕 章	56ヶ
書 庫	1台
ロ ッ カ ー	4台
電 気 ポ ッ ト	1ヶ
デ ジ タ ル カ メ ラ	1台
パ ソ コ ン	2台
プ リ ン タ ー	1台
シ ュ レ ッ ダ ー	1台
ウ ォ ー タ ー サ ー バ ー	1台
テ ン ト	4張

P T A 会 則

伊丹市立神津小学校 P T A

第1章 名 称

第1条 本会は、伊丹市立神津小学校 P T A (以下本会と称する)と称し、事務所を伊丹市森本1丁目8-1 伊丹市立神津小学校(以下本校と称する)におく。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、学校と家庭と社会が一体となって児童の福祉を増進するとともに民主的精神を基盤とした教育の発展を醸成することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次のような活動を行なう。

- (1) 会員相互の融和と、より良い保護者又はそれに代わるもの(以下保護者と称する)・教職員となるための研究修養に努める。
- (2) 児童の教育推進のために教育環境の整備をはかる。
- (3) 家庭と学校との密接な連携により児童の生活を指導し、児童の教育について本校が掲げる学校教育目標の普及をはかる。
- (4) 保護者と教職員と地域社会との協力を促進し、児童の心身の健全な発達をはかる。
- (5) その他本会の目的達成に必要なと認めること。

第3章 方 針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として自主的に活動し、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けてはならない。

第5条 本会は、児童の福祉を増進するために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第6条 本会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、かつ営利を目的とする行為を行わない。

第7条 本会は校長、教職員及び教育委員会の委員・事務局と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提出するが、学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第4章 会 員

- 第8条 本会の会員になることのできるものは、本校に在籍する児童の保護者と校長及び教職員とする。保護者は本校に児童が入学又は転入した日をもって入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。教職員は本校に転入した日をもって入会し、教職員が退職した日又は本校から転出した日に退会する。
- 2 会員はすべて所定の会費を納めて、第2章の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
 - 3 保護者については児童が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一世帯内に複数の児童が属する場合、その世帯は一会員として取り扱う。
 - 4 加入退会は自由である。但し、個人的な事由により入会を希望しない場合は入会事由が発生した日から10日以内に書面にて入会辞退届(任意形式)を当会に提出し、承諾を得なければならない。前項以外の事由により退会を希望する場合は書面にて退会届(任意形式)を当会に提出し、承諾を得なければならない。入会辞退、退会の承諾日をもってPTA事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。
 - 5 個人的な事由によりPTA活動ができず休会を希望する場合は、書面にて休会届(任意形式)を当会に提出し、承諾を得なければならない。但し、休会期間は事由発生日から事由消滅日までとする。また当期末を越えての休会は認めない。次期も同じく休会する場合は改めて書面にて休会届(任意形式)を当会に提出し、承諾を得なければならない。休会の期間中は会員としての義務は一時休止とし、会費は支払うこととする。
- 第9条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方針」に定め、適正に運用するものとする。

第5章 役員・委員

- 第10条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|---------|------------|
| (1) 会 長 | 1名(保護者) |
| (2) 副会長 | 1名以上(保護者) |
| (3) 総 務 | 1名(教頭) |
| (4) 理 事 | 12名以上(保護者) |
| (5) 会 計 | 1名(保護者) |
| (6) 書 記 | 1名(保護者) |
- 第11条 本会に次の委員をおく。
- | | | |
|------|-----|-----------|
| 学級委員 | 各学年 | 5名以上(保護者) |
|------|-----|-----------|

第12条 役員・委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長
 - ア 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
 - イ 総会、理事会、その他会議を招集する。また、理事会、その他会議において議長となる。但し、役員選出および会計監査を除く。
 - ウ 会計監査を会員中より選出し理事会にはかり、総会の承認を得る。
 - エ 顧問を選出し理事会の承認を経て、委嘱する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、本会の事業を統轄する。会長の不在のときはその代理を務める。
- (3) 理事は、会の運営を企画し、諸般の事務を処理し、各部の運営にあたる。
- (4) 総務は、会の円滑な運営のため、会務を整理する。
- (5) 会計は、本会の会計事務をつかさどり、すべての金銭の収支を記録し、その帳票類を保管する。また、会員の要求に応じて会計簿の閲覧に応じる。会計年度が終了したとき、収支決算報告書を作成し、次年度の予算を立案する。
- (6) 書記は、会合及び活動の状況を記録し、整理保管する。
- (7) 学級委員は、学級会員の連絡調整にあたり、必要に応じ学級会員の総意を各部会に反映する。

第13条 役員・委員の任期は1ヵ年とする。但し再任は防げない。ただし欠員補充の場合は

- 前任者の在任期間とする。
- 2 役員は任期が満了しても総会にて次年度役員改選が議決するまでは在任する。但し会長に欠員が生じた場合に限り副会長が昇任する。
- 3 役員の兼任は認めない。

第6章 役員・委員の選出

第14条 役員・委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、理事会において選出された選考委員によって「執行部役員選出規定」に基づいて会員中より選出し、理事会・委員総会ならびに総会で承認を得る。
- (2) 総務・会計・書記は、会長が会員中より委嘱し、理事会ならびに総会の承認を得る。
- (3) 学級委員は、「学級委員選出規定」に基づいて各学年の会員中より学年毎に選出する。
- (4) 各部に所属する学級委員の中から部長1名、副部長2名を互選する。
- (5) 各部の部長・副部長を理事と称する。

第7章 会 議

第15条 本会には次の会をおく。

- (1) 総会 (2) 委員総会 (3) 理事会 (4) 部会

第16条 総会は、本会の最高決議機関として会長が召集し、定期総会、臨時総会としてその日時、場所及び議題は予め全会員に通告する。

- 2 総会の定足数は会員の2分の1とし、議決は出席者の多数決による。
- 3 出席がかなわない会員は総会当日までに委任状を提出するものとする。
- 4 当期役員は議事採決に参加できない。
- 5 議事採決が賛否同数のときは、議長の決定によるものとする。

第17条 総会を招集する場合は、理事会の承認を経て、次に掲げる事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知を発送するものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
(2) 目的たる事項

- 2 会長が理事会を経て必要と認めた場合、又は全会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は15日以内に臨時総会を招集する。
- 3 臨時総会に限り書面にて開催することができることとする。但し、書面開催、審議とした事由と総会議案事項を会員に通知すると同時に議案に対する意見聴取を行うこととする。その結果を会員に通知したのちに書面にて議案採決を行うこととする。

第18条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 活動報告ならびに決算。
- (2) 年間努力目標ならびに活動計画および予算。
- (3) 会則の改廃。
- (4) 役員承認。
- (5) 会計監査・顧問承認
- (6) 特別会計の設置又は廃止
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第19条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 出席会員数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

次に掲げる者は、議事録に署名するものとする。

- (1) 議長
- (2) 総会に出席した会員の中から総会において議長が指名した2名以上の議事録署名人

第 20 条 委員総会は、必要に応じてこれを開き、事業執行方法の審議、役員の選出等、重要案件を審議決定する。

第 21 条 理事会は、会長・副会長・総務・会計・書記・理事をもって構成し、会長の招集により、随時これを開き会務の運営ならびに緊急事項を審議する。

第 22 条 部会は次のとおりとする。

(1) 社協部会 (2) 調査広報部会 (3) 厚生補導部会 (4) 保健体育部会

第 23 条 各部(社協部・調査広報部・厚生補導部・保健体育部)は、学級委員が所属し、構成する。

第 24 条 各部会の任務は次のとおりとする。ただし、事業の計画実施にあたっては、理事会の同意を得ることとする。

- (1) 社協部会は、地域社会との協力により児童福祉の増進に寄与するとともに、教養活動を通じて会員の研究修養に努める。各種計画を立て、その企画推進の中核となる。
- (2) 調査広報部会は、調査広報に関する計画を立て、その企画推進の中核となる。
- (3) 厚生補導部会は、児童の不良化防止・安全指導・児童福祉に寄与する。各種の計画を立て、その企画推進の中核となる。
- (4) 保健体育部会は、児童・会員の保健指導、健康増進に必要とする計画を立て、その企画推進の中核となる。

第 25 条 総会を除く全ての会議は出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意による。賛否同数のときは議長が議決する。

第 26 条 総会ならびに委員総会の議長は、その都度構成員中より選出し、理事会の議長は会長がその任にあたる。

第 8 章 会 計

第 27 条 本会の経費は会費、事業収入、補助金、委託金及び寄付金を以て支弁する。

2 PTA会費を保護者については1児童当たり 200円/月とし、教職員は1会員当たり200円/月とする。支払いは月払いとする。

3 本校と本会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて徴収する。

4 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、次のとおりとする。

ア 転入の場合、転入したときに第 27 条に規定する額の会費を徴収する。

イ 転出の場合、既納の会費は返還しない。

- 第 28 条 本会の月額会費を変更する場合は理事会で原案をつくり、総会で決定する。
- 2 月額会費の変更は少なくとも予定年度の 1 年前の定期総会にて会費改定議案を上程し、十分な周知期間を設ける。
- 第 29 条 本会の経費は第 2 章の目的以外に使用してはならない。
- 第 30 条 本会は、次の一般会計及び特別会計として創立記念積立金ならびに備品積立金を設置する。
- (1) 一般会計は本会の事業・活動にかかる費用を支出する。
 - (2) 創立記念積立金は周年行事活動にかかる費用を支出する。毎年度一般会計より繰入を行うことができる。周年行事実施にあたっては、実施当年度および翌年度の総会において、その予算、収支決算の承認を受けるものとする。
 - (3) 備品積立金は本会における備品購入にかかる費用を支出し、毎年度一般会計より繰入を行うことができる。予算、収支決算については総会での承認を受けるものとするが、年度途中で費用支出が発生する場合は、理事会の承認を経て、支出が出来るものとし、翌年度の総会にて承認を受けるものとする。
 - (4) 本会の目的を達成するために必要な特別会計を設置し又は廃止するときは、理事会の承認を経て、総会の議決を受けるものとする。
- 第 31 条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて執行する。
- 2 総会において議決された予算費目の運用について、年度途中で過不足が生じた場合、予算総額の範囲内において、理事会の承認を経て、費目の転用ができる。
- 第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
- 第 33 条 当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越すこととする。また年度替りにおいて新年度予算未成立の場合は、新予算の成立するまで前年度予算に準じて収支をする。

第 9 章 会計監査

- 第 34 条 会計監査は、理事会において会員中より選出し、総会の承認を得る。
- 第 35 条 会計監査は、2 名以上の委員によって構成する。会計監査と当期役員の兼務は認めない。
- 2 会計監査は、収支決算報告書及びその帳票類により、その年度の会計の監査を行い、総会の前日までに会長へ監査結果を報告し、総会において監査結果を報告するものとする。
 - 3 会計監査は会計に、会計書類の提出を求めることができる。また中間監査、決算監査以外においても会計処理において疑義がある場合は臨時監査ができる。
 - 4 会計監査の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

第10章 顧問

- 第36条 本会に次にあげる顧問を置くことができる。
- (1) 学校長
 - (2) 保護者 若干名
 - (3) 教職員（担任） 4名以上
- 2 前項（1）および（2）の顧問は、会長の諮問に応じることを任務とし、（3）の顧問は、各部の円滑な運営のため、理事の諮問に応じることを任務とする。会長が理事会にはかり、これを委嘱する。
- 3 顧問の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 顧問は、会議の表決に加わることはできない。ただし、会員が顧問に委嘱されている場合、次に掲げるとき、会議の表決に加わることができる。
- (1) 顧問を構成員としない会議に構成員となる会員として出席するとき。
 - (2) 顧問として総会に出席するとき。

第11章 管理について

- 第37条 会長は、次に掲げるものを事務局に備えるものとする。
- (1) 会則及び規定
 - (2) 総会、委員総会の議事録
 - (3) 会員名簿
 - (4) 役員名簿
- 2 会長は、会員から第37条（1）から（4）に規定する書類の開示又は提供の請求があったときは、開示又は提供させるものとする。但し、個人情報保護等の観点から開示又は提供を断る正当な理由があるときは、この限りでない。また第三者より開示請求があった場合は別途定める「個人情報取扱方針」に基づいて行う。
- 第38条 会長は、総会の7日前までに次に掲げる書類を事務局に備えるものとする。
- (1) 活動報告書
 - (2) 収支決算報告書
 - (3) P T A備品目録

第12章 規定・細則・方針について

- 第39条 本会の運営に関し必要な規定・細則・方針は、本会則に反しない限りにおいて、理事会の議決を経て定める。これを制定および改正、廃止する場合は、理事会の承認を経た後、全会員へ通知を行なうものとする。
- (1) 慶弔規定細則
 - (2) P T A運営規定細則
 - (3) 個人情報取扱方針
 - (4) 執行部役員選出規定
 - (5) 学級委員選出規定

附 則

本会則に明文なき事項については、理事会に委任する。

本会則の変更は、総会の決議を要する。

本会の設立年月日は昭和26年4月1日とする。

本会則は、平成10年5月22日より施行する。

平成24年5月18日一部改正する。

平成26年5月 9日一部改正する。

平成28年5月11日一部改正する。

平成29年5月 8日一部改正する。

平成30年5月 8日一部改正する。

慶 弔 規 定

本会の会員および児童の慶弔については、次のとおり慶弔金を贈る。

1. 本会の会員死亡のとき 一金 5,000円・花^{はな}一^{いっ}基
2. 本会会員の児童死亡のとき 一金 5,000円・花^{はな}一^{いっ}基
3. 本校に在籍する教職員の結婚に際して 花束
4. 本校に在職する教職員の転勤の場合は餞別として 花束
5. 各項に定めるほか、特に必要な事態の生じた場合は、理事会で協議決定する。

伊丹市立神津小学校 P T A 個人情報取扱方針

(目的)

第1条 伊丹市立神津小学校 P T A (以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的として、P T A 役員名簿およびその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(指針)

第2条 本会は個人情報に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員・委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知る得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集する際、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1) 会費の集金および管理、旗当番の管理等の連絡
- 2) 文書等の送付
- 3) 本会役員、委員、会員名簿および役員・委員選出に係わる名簿等の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもと、適正にかつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、パスワードをかけるなど適切な状態で保管するものとする。また持ち出す場合、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 本人の同意を得たうえで、個人情報を第三者(第11条1)から4)の場合及び県、市役所を除く)に提供する場合は、次の項目について記録を作成し保管する。

- 1) 提供した年月日
- 2) 第三者の氏名
- 3) 提供する対象者の氏名
- 4) 提供する情報の項目
- 5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条1)から4)の場合および県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1) 提供を受けた年月日
- 2) 第三者の氏名
- 3) 第三者が個人情報を取得した経緯
- 4) 提供を受ける対象者の氏名
- 5) 提供を受ける情報の項目
- 6) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、速やかに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(周知)

第17条 本方針は総会資料または通知などにより会員に周知する。

附則 本方針は、平成30年2月13日より施行する